

令和3年度

**第16期第7回海区漁業調整委員会
議事録**

**令和3年9月28日
三重海区漁業調整委員会**

日時 令和3年9月28日(火) 午前10時から10時51分まで

場所 三重県勤労者福祉会館5階 第2教室

議題

- 1 協議事項1 全国海区漁業調整委員会連合会東日本ブロック会議への提案事項等について
- 2 報告事項1 資源管理協定の審理基準について
- 3 報告事項2 漁業法第90条に基づく資源管理の状況等の報告(定置漁業)について
- 4 報告事項3 太平洋広域漁業調整委員会の結果等について
- 5 その他 (1) 次回の委員会日程について

出席委員

浅井利一 矢田和夫 掛橋 武 小川和久 藤原隆仁
永富洋一 濱田浩孝 田邊善郎 濱中一茂 秋山敏男
古丸 明 木村妙子 大倉良繁 木村那津子
(斜体字: Web出席)

欠席委員

千田良仁

事務局

事務局長 林 茂幸
主幹 増田 健
主査 藤原由紀

行政

(三重県農林水産部水産資源管理課)
(資源管理班)
課長補佐兼班長 勝田孝司
(漁業調整班)
副参事兼班長 南 勝人
主幹兼係長 藤島弘幸

傍聴者

なし

計 20 名

○浅井会長

それでは、ただいまから第7回三重海区漁業調整委員会を開催いたします。

本日は委員総数15名中、千田委員が欠席で、WEBによる出席を含め出席委員が14名ですので、委員会は成立しております。

委員会運営規定第12条に基づき、議事録署名者として小川委員と秋山委員にお願いします。

発言にあたっては、議長に発言を求めていただき、議長の指名を受けてから、ご発言いただくようお願いします。

それでは、協議事項1「全国海区漁業調整委員会連合会東日本ブロック会議への提案事項について」を協議します。

事務局より説明をお願いします。

○事務局（増田主幹）

説明の前にWEBで参加されている委員の皆様、映像や音声は届いているでしょうか。

○WEB参加委員

はい、聞こえています。

○事務局（増田主幹）

WEBで参加されている方は基本的にはマイクをミュートにさせていただいて、発言の際はミュートを解除し発言をお願いします。

それでは、資料1をご覧ください。政府に要望を出すにあたり全国海区漁業調整委員会連合会東日本ブロック会議で、ブロック内の提案事項の取りまとめを行い、それを更に全漁調連で取りまとめます。この協議事項はブロック会議に三重海区からの提案事項を提出するために協議するものです。併せて本日お配りしました追加資料をご覧ください。開催通知を発送した後に本年の要望結果が届きました。ページ番号は資料1と連番になっています。

1-3ページの「要望事項とりまとめの留意点について」で、要望事項は漁業調整や資源管理上の問題など、全国海区漁業調整委員会連合会の要望としてふさわしいものであること、とされています。

1-4ページから1-6ページをご覧ください。各ページの右が令和3年度要望、左が令和4年度要望（案）です。令和3年度政府要望提案として、当海区からは3つの要望を提案していました。具体的には①太平洋クロマグロの資源管理については、漁獲上限の増枠と来遊状況に応じた柔軟な配分を要望していました。②沿岸カツオ資源については、中西部太平洋まぐろ類委員会等を通じて赤道域での適切な資源管理措置の導入を働きかけ、沿岸カツオ資源の来遊量を増やすことを要望していました。③沿岸サンマ資源については、北太平洋漁業委員会等国際会議において、漁獲割当て量の国別配分の適正な割当てや数量監視の強化について議論し、沿岸サンマ資源の来遊量を増やすことを要望していました。

令和3年度のいずれの提案も全漁調連要望書に盛り込まれています。具体的には1-16ページと1-17ページをご覧ください。太平洋クロマグロの資源管理についての要望の提案は、クロマグロ資源の適正利用として取りまとめて要望されました。水産庁の回答によると、中西部太平洋まぐろ類委員会(WCPFC)北小委員会と全米熱帯まぐろ類委員会(IATTC)の合同作業部会で、我が国の提案の一部が認められ大型魚の漁獲枠の15%増などの同意が得られました。ただし、正式にはまだ決定されていません。1-17ページから1-18ページをご覧ください。国の留保枠から配分したものを含め、沿岸漁業に配慮した配分が行われています。

1-4ページをご覧ください。令和4年度要望に至った経緯について、資源管理措置等の時点修正を行いました。増枠がまだ正式決定されていませんので国際会議で引き続き強く働きかけていただく必要があります。要望内容としては、中西部太平洋まぐろ類委員会等国際会議で議論をリードして、増枠に向けて引き続き、働きかけてもらうこととしています。また、沿岸漁業に配慮した配分がなされていますが、今後も続けていただきたく、国の留保枠についてはこれまでと同様に、沿岸漁業に配慮した柔軟な配分をお願いすることとしてはどうかと提案させていただきました。

続きまして、1-25ページをご覧ください。沿岸カツオ資源についての要望提案は、カツオ資源の適正利用として取りまとめて要望されました。水産庁の回答によると、WCPFC(中西部太平洋まぐろ類委員会)において、熱帯水域における外国大型まき網の管理を強化すべき旨、繰り返し主張してきたそうです。WCPFCの加盟国は「カツオの資源状況は良好であり、管理措置の強化は不要」との立場をとっていますが、引き続き関係国に働きかけを行うとのことでした。

1-5ページをご覧ください。要望に至った経緯の漁獲量等の時点修正を行いました。先程説明しましたように、国は主張しているものの状況に変わりはなく、三重海区へのカツオの来遊量も少ない状態が続いておりますので、要望内容は昨年度と同内容としています。

続きまして、1-25ページから1-26ページをご覧ください。沿岸サンマ資源についての要望提案は、公海におけるサンマ、マサバ等の水産資源の適正利用として取りまとめて要望されました。水産庁の回答によると、国際的な資源管理の推進として本年2月に開催されたNPFC(北太平洋漁業委員会)の年次会合で、2021年及び2022年の措置としてサンマの分布域全体の漁獲枠を約55万6千トンから約33万4千トンに40%削減し、各国の公海における漁獲上限についても2018年実績から各国ともに40%削減する等の措置に合意したそうです。また、サンマの資源管理の更なる強化に向けて今後とも取組んでいくとのことでした。

1-6ページをご覧ください。要望に至った経緯は、漁獲量や資源管理措置等の時点修正を行いました。資源管理の強化の動きは見られるものの、三重海区へのサンマの来遊量は少ない状態が続いておりますし、十分な資源管理が行われているとは言えない状態が続いておりますので、要望内容は昨年度と同じ内容としています。

以上、令和4年度要望につきましては、令和3年度要望から大きな進展がみられないため、引き続き令和3年度と同じ3要望について提案してはいかがかと考えています。

事務局からは以上です。

○浅井会長

ありがとうございます。ただいまの説明について、何かご意見ございませんか。事務局案以外にも政府への要望すべき事案がありましたらお願いします。

○委員

(意見なし)

○浅井会長

それでは、事務局から提案のありました事項について、ブロック会議に提案することとしてよろしいか。

○委員

(異議なし)

○浅井会長

全員異議がないようですので、事務局案を議題として提案することとします。

それでは次に進めさせていただきます。報告事項1「資源管理協定の審査基準について」、事務局から説明をお願いします。

○事務局（増田主幹）

資料2をご覧ください。漁業者の自主的な資源管理措置として、漁業者間で結ぶ資源管理協定の審査基準についての報告です。内容については水産資源管理課から説明させていただきます。

事務局からは以上です。

○浅井会長

それでは水産資源管理課から説明をお願いします。

○水産資源管理課（勝田課長補佐兼班長）

今回の報告は、資源管理協定の審査基準を定めたことについて報告するものです。

資料2をご覧ください。2-2ページに資源管理協定の審査基準のポイントを記載しております。まず、資源管理協定とはどういうものか説明させていただきます。漁業法の改正に伴い漁業者の自主的な資源管理措置として新たに漁業者間の協定制ができ、漁業法第124条で規定されました。通称、資源管理協定と呼ばれます。

また、同法第125条の規定により、国又は都道府県は、資源管理協定を認定することから、今回漁業法施行規則第37条による審査基準を定めたので、報告するものです。

なお、2-3ページは関連法令条項の抜粋です。

続きまして、これまでの経緯として、自主的な資源管理の取組としては、平成23年度から国及び都道府県が「資源管理指針」を策定し、これに沿って関係する漁業者団体が「資源管理計画」を作成し、実践する資源管理体制を実施しています。今回国は、新漁業法に

基づく新たな資源管理システムにおいても、国や都道府県による公的規制と漁業者の自主的な取組の組み合わせによる資源管理推進の枠組みを存続することとしており、特にTAC魚種以外の水産資源の管理については、漁業者による自主的な管理措置を定める「資源管理協定」の活用を図ることとしました。2-4ページが水産庁のサイトの「資源管理の部屋」から抜粋した自主的な資源管理の取組です。参考としてください。

2-2ページに戻り、資源管理協定では、これまで資源管理計画に定めていた操業の制限、例えば自主休業や大きさの制限に加え、令和2年度に策定しました「三重県資源管理方針」に沿って新たな資源管理目標を定め、その達成を目指すものとなります。

2-1ページが審査基準です。この審査基準は国の審査基準の例示に沿って制定しましたので、この審査基準は全国ほぼ同じです。内容について、第1は主旨で、この審査基準は漁業法第124条第1項の協定の認定に関して必要な基準を定めるものです。第2は認定基準で、認定の申請に係る協定の内容が各号のいずれにも該当すると認めるときは、認定をするものとするということで、第1号は資源管理基本方針又は三重県資源管理方針に照らして適当なものであること。第2号は不当に差別的ではないこと。第3号は法及び法に基づく命令その他関係法令に違反するものでないこと。第4号は特定水産資源を対象とする協定にあたっては、当該特定水産資源に係る知事管理漁獲可能量を超えないように漁獲量の管理を行うために効果的なものであると認められるものであること。第5号はTAC対象魚種である特定水産物資源以外の水産資源を対象とする協定にあたっては、法及び法に基づく命令その他関係法令により漁業者が遵守しなければならない措置以外に当該水産資源の保存及び管理に効果的とみられる措置、例えば自主禁漁などが定められていること。第6号は協定に参加している者に過重な負担を課すものでないことです。

これら審査基準の内容は、国が定めた基準例をそのまま採用し、令和3年9月13日に制定しました。資源管理協定について今回審査基準を制定しましたが、まだ協定の認定はなく、資源管理計画が生きている状況です。協定の審査基準を決めましたので、現在の資源管理計画については、令和5年度末までに資源管理協定への移行を完了することとなります。今後協定の認定が出てくると思われ、これにつきましては資源管理方針にも大きく影響してきますので、そちらの内容も決める必要が生じます。TAC対象魚種以外は、魚種ごとの資源管理方針がまだ定まっていませんので、そちらも決めつつ協定への移行も進めていくことになります。

国の説明会において一部認定されない場合について質疑がありました。1つはこの審査基準に適合しないこととなりますが、もう1つ、資源管理計画では1経営体でも計画を策定することができましたが、協定では複数の経営体が必要が生じました。例えば、定置漁業について、地区の定置網1経営体の資源管理計画で休漁日を設定して、それを履行することによって共済の支援が得られましたが、今回は協定ということで1経営体だけでは協定が成立しません。これについても、協定の範囲を周りの地区と一緒にするとか、例えば漁協の中で地区の一本釣りや定置網など異なる漁業種類と一本にするような協定の作り方も出来るということなので、地元地区と相談しながら協定への移行を進めていきたいと思えます。

説明は以上です。よろしく申し上げます。

○浅井会長

ありがとうございます。ただいまの説明についてご意見ありませんか。

特にないようですので、次に進みます。

続きまして、報告事項2「漁業法第90条に基づく資源管理の状況等の報告（定置漁業）について」、事務局から説明をお願いします。

○事務局（増田主幹）

資料3をご覧ください。前回委員会で漁業法の改正により、資源管理の状況等の報告が必要になったことについての情報提供がありました。今回は定置漁業における漁獲報告状況についての報告です。内容については水産資源管理課から説明していただきます。

事務局からは以上です。

○浅井会長

それでは水産資源管理課から説明をお願いします。

○水産資源管理課（藤島主幹）

前回委員会で漁業法第90条に基づく報告について事前説明をさせていただきました。今回は定置漁業について報告させていただきます。原本は手元にあるんですけども、取りまとめた資料で説明させていただきます。定置漁業権に関しては、操業日数や漁獲量が入った漁獲報告を提出していただいています。免許番号が定1から定34までありますが、定14号は廃業により漁業権を抹消しておりますので除いています。この定14号を除いた全ての定置漁業権から報告が提出されています。提出状況の「期間」について、令和2年分の報告に関しては改正漁業法が令和2年12月から施行されましたので、12月分だけの報告でも1年分でも良いと依頼していました。このため「期間」の報告が12月分と1年分のところがございます。法第91条第1項第1号の判断基準については、改正漁業法の施行時に国からガイドラインが発出されており、県が提出を受けた際のチェック項目がありましたので、それに準じた形で「漁業関係法令を遵守している」、「免許についての適格性」を有している、「漁場紛争が起きていない」、「資源管理を適切に実施している」、「漁具を放置するなどして他者の漁業生産活動を妨げていない」、などの判断基準を設けています。判断したところ全て「○」でした。

法第91条第1項第2号の判断基準については、「操業が可能な期間を相当程度利用している」、「漁場を持続的に利用できるよう、生産量等の項目を含む事業計画書等に基づき自らの事業を評価し、計画的に漁業の生産活動を行っている」、とする判断基準を設けています。この判断について「－」のところが操業日数が0日で報告いただいているところです。理由は人手不足や水揚げが少なく操業が出来ないとのことでした。いずれも操業を適切に行うよう、口頭や地元漁協をつうじ指導しているところです。これをもって直ちに法に基づいた勧告や取り消しを考えてはならず、今後の免許切替時のヒアリング等で状況を把握していきたいと考えています。

説明は以上です。

○浅井会長

ありがとうございます。ただいまの説明について何かご意見はございませんか。

続きまして報告事項3「太平洋広域漁業調整委員会の結果について」、事務局から説明をお願いします。

○事務局（林事務局長）

資料4をご覧ください。

前回委員会において、口頭で報告しました太平洋広域漁業調整委員会指示による、遊漁のくろまぐろ（大型魚）の採捕の制限についての報告です。

まず、4-1ページからの7月29日14時から開催された第35回太平洋広域漁業調整委員会の結果から報告します。委員会はWEB参加で開催され、広域委員である掛橋委員には当日三重海区の委員室までお越しいただき、出席をいただきました。

なお、5月の当海区委員会において浅井会長をこの広域委員会の委員として推薦いただいておりますが、浅井会長の任期は10月からです。

本題に戻り4-5ページをご覧ください。遊漁のくろまぐろ（大型魚）の採捕の制限について、1. 経緯で遊漁によるくろまぐろの採捕については、令和3年3月に発出された太平洋広域漁業調整委員会指示第39号に基づき、6月1日から「30キロ未満の小型魚の採捕の禁止」と「30キロ以上の大型魚を採捕した場合の水産庁への報告」が義務付けられました。

しかしながら、6月1日以降特に日本海において当初想定していた水準を大幅に上回る数量となり、漁業者を含めたくろまぐろの資源管理の枠組みに支障を来す恐れが生じました。そのため、6月17日に令和3年12月末までの期間、日本海・九州西海区においてくろまぐろを目的とした遊漁を控えるよう、水産庁から都道府県や遊漁団体に対して関係者への指導に係る協力が要請されましたが、協力要請では歯止めがきかず、さらに遊漁者による大型魚の採捕が高水準で推移すれば漁獲可能量制度に基づく資源管理の枠組みに支障を来すこととなります。このようなことから、遊漁者による大型魚の採捕の制限に係る委員会指示を発出するとともに、委員会指示に違反した者への対応方針を定めることを目的に広域委員会が開催されました。

2. 委員会指示第40号（案）の概要です。（1）くろまぐろ（大型魚）の採捕の制限として、委員会会長は遊漁者によるくろまぐろ（大型魚）の採捕が、くろまぐろの資源管理の枠組みに支障をきたす恐れがあると認めるときは、期間を定め、遊漁者による採捕を禁止する旨公示し、遊漁者は採捕が禁止された期間中は採捕してはならない。とされています。少し言い換えますと、枠がいっぱいになる恐れが生じてから、広域委員会を開催して採捕の禁止を決めていたのでは間に合わないため、会長に採捕を禁止する期間を一任しておくということです。ただし、公示は必要となります。

（2）指示の有効期間は、委員会指示第39号の有効期間に合わせ令和4年5月31日までとされています。具体的な指示案は4-8ページです。1は定義、2はくろまぐろ（大型魚）の採捕の制限であり、会長による期間を定めたいうえでの採捕を禁止する旨の公示と遊漁者の禁止期間中における採捕禁止や意図せず採捕した場合には直ちに海中に放流しなければならないことなどが記されています。3は指示の有効期間です。

また、4－9ページの指示に違反した者への対応方針についても審議が行われました。

4－3ページの出席者名簿をご覧ください。当日は委員以外に遊漁関係の参考人として、一般社団法人全日本釣り団体協議会、NPO法人ジャパンゲームフィッシュ協会、一般社団法人日本スポーツフィッシング協会の役員が出席し、今回の指示などについて意見が述べられました。参考人からの主な意見としては、「科学的根拠に基づくものであれば指示による制限に従う。」、「遊漁にも海区ごとの採捕枠を設けて管理してはどうか。」、「キャッチアンドリリースであれば採捕枠は消費しないため、周年の採捕を認めて欲しい。」、「遊漁にライセンス制を導入してはどうか。」、「水産資源は漁業者のみのものではない。」、「海での遊漁者は遊びかも知れないが、その遊漁者を乗せる遊漁船業者は本業であり後継者がいる方もみえる。また、宿泊など地域経済にも貢献している。」、「海を愛する者として扱って欲しい。」などの意見が述べられました。

委員からは「そもそも3月に初めて遊漁者に指示を出したときも小型魚同様、大型魚も採捕制限をすべきと主張した。」、「漁業者から見ると遊漁の実態がわからず不安である。」、「すべての遊漁者が本日出席の釣り団体に加入しているわけではなく、採捕報告の管理も疑問。」、「釣った魚を持ち帰り食べることに異論は無いが、遊漁者の枠を設けることは問題である。」、「遊漁者枠を増やすのであれば、漁業者枠も増やすべきである。」、「短期的には適切な指示であるが、長期的には遊漁者ともよく対話して進めるべきである。」、「リリースした魚が100%生き残ることはなく、そのあたりの検討は必要。」などの意見が出されました。

審議の結果、会長から意見はいろいろあるが遊漁の管理は試行段階であり、課題もみられるが、第40号の指示を発出して制限の対応を行いたいとして、大型魚の採捕の制限に係る委員会指示と指示に違反した者への対応方針について、原案通り承認されました。

なお、当日の広域委員会は実際には2時間30分以上にわたり審議が行われています。本日は主な意見のみの紹介であり、詳細は水産庁ホームページに議事録が後日掲載予定です。出席をいただきました掛橋委員お疲れさまでした。

また、審議終了後、出席していた水産庁資源管理部長からは、沿岸漁業の振興として遊漁は重要であり、出席した遊漁団体に対する委員からの厳しい言葉に対するお詫びがあった一方、漁業者がくろまぐろについて厳しい管理を行っていることが背景にあるとして、本日出席の遊漁団体とは今後も連携し相互理解を願いたい旨の発言がありました。

最後に、4－10ページをご覧ください。第40号の委員会指示の発動を受け、8月20日付けで遊漁者のくろまぐろ（大型魚）の採捕を禁止する公示が行われました。これにより、令和3年8月21日から令和4年5月31日まで採捕が禁止となりました。4－11ページはそれを周知する水産庁のホームページの写しです。

報告は以上です。

○浅井会長

ありがとうございます。ただいまの説明について何かご意見はありませんか。

○永富委員

この遊漁者の件ですが、遊漁者も日本の国で魚を釣る権利があるんですけど、やり方が

目に余ることが多いんです。俺らも権利があるといつも言うんやけども、例えば漁業者が魚群を追って何百隻もの漁船が操業を行っている真ん中へ突っ込んでくる訳ですから、それでひどい迷惑がかかってくる。それぐらいの事は最低限度守ってほしくて、遊漁やで海岸の縁でやったらどうかっていうと、俺らには関係ないって言うて操業している中へ割り込んでくる。そしてまた海岸や堤防でも釣りをする。緊急事態宣言が出とる中で県外から神島へいっぱい来るんさな。あとはゴミの問題。夏に海女が潜るところに切れた釣り糸や釣り針が放置され、それがウエットスーツに引っかかり、息絶え絶えで上がってきた海女が何人もおる。そのような状況もあり、遊漁者も同じ日本人であるわけやで、楽しむのは結構やけども、ある程度マナーは守らなくてはいけないと私は思います。もうちょっとマナーを守るような法改正をやっていただきたい。

○浅井会長

永富委員が言われた遊漁、プレジャーボート等、色々な問題があります。遊漁者でもルールは守らんといかんという人もいるし、なかなか難しい問題だと思います。国も海は漁業者だけのものじゃないという雰囲気になってきていますので、私も先輩に教えてもらいながら、太平洋広域漁業調整委員会で頑張っていきたいと思いますので、皆様のご支援よろしくお願いします。

また、私は10月から大役を引き受けさせていただきますが、前任の掛橋委員も苦勞されたと聞いています。掛橋委員に敬意を表したいと思います。長きにわたり広域漁業調整委員を努めていただきありがとうございました。

永富委員の発言の件については外湾漁協や鳥羽磯部漁協とも協議しながら、広域漁業調整委員会でも機会があればふれたいと思います。

続きまして、その他事項1「次回の委員会の日程について」、事務局から説明をお願いします。

○事務局（増田主幹）

次回委員会 11月9日（火） 10時から

場所 三重県勤労者福祉会館2階 第2会議室

議題（予定）

ウミガメ等の採捕に関する委員会指示

くろまぐろ養殖業に関する委員会指示

○藤原委員

その他として、今後委員会で検討していければ良いと思うことを提案させていただきたい。

永富委員の意見にも関連する以前からある遊漁に関する問題ですが、県漁業調整規則の非漁民の漁具漁法についてです。具体的には密漁にもつながるヤスの問題で、現に事例もある。三重県の漁業調整規則では禁止されていませんが、禁止している県もある。本県では日本の中でも大変重要な漁業として海女漁業が位置づけられているなかで、密漁につながるヤスについて、県の認識が低く感じられる。前回の県調整規則の改正の際は、漁業法

の改正に伴う改正であったことから、このヤスの件はその後の対応として待っている状態ですが、行政は多分動かないと感じている。そのため、これまでの懸案である非漁民の漁法の制限の検討を委員会で今後していただければと会長に少し提案させていただきます。

また、浮魚礁のルール化についても利用する漁業者から県に要望書が提出されると聞いており、委員会指示などの検討が今後必要となる可能性もあります。

以上です。

○浅井会長

ありがとうございました。

これをもちまして委員会を閉会させていただきます。